



地域安全ニュース

〔発行者〕 山鹿警察署生活安全係・山鹿地区防犯協会

(Tel 0968-44-0110)

架空請求詐欺に注意

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
37	6	5	5	12	8	4	4	5	5	3	8	102

13日現在

山鹿警察署に対し、
「消費料金に関する訴訟最終告知という
ハガキが届いた。」
「身に覚えのない請求がきた。」等
という架空請求詐欺に関する相談が、100件を超えて
寄せられています。(12月13日現在)

12月に入り、相談件数
が増加していますので、右
のような身に覚えのない請
求・裁判になる等のハガキ
やメールが届いた際には、
すぐに相手に連絡せず(支
払わず)、まずは、家族や
警察に相談してください。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)286 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月7日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)